

(仮訳)

ロシア連邦政府決定
2022年3月6日付第295号
モスクワ

ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施のための、居住者（在留外国人、*residents*）による外国人との取引（オペレーション）の実行（履行）に対するロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可発行規則の承認、およびロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について

2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第2項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する。

1. 添付される、「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施のための、居住者による外国人との取引（オペレーション）の実行（履行）に対するロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可発行規則」を承認する。

2. 2008年7月6日付ロシア連邦政府決定第510号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会について」（ロシア連邦法令集、2008、No.28、掲載番号3382）によって承認されたロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程に、以下の内容の第6¹項を追加する。

「6¹. 委員会は、個々の課題の実行と諸機能の遂行のために、小委員会を設けることができ、その小委員会の権限はロシア連邦政府によって定められ、その構成は委員会議長または副議長によって承認される。」。

3. 本決定はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施のための、居住者による
外国人との取引（オペレーション）の実行（履行）に対する
ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可発行
規則

1. 本規則は、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会（以下、「委員会」）による、以下の実行（履行）に対する許可発行の特別手順を定めるものである。

a) 居住者（在留外国人、*residents*）による、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）ならびにその登記場所または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」）との間の、以下の取引（オペレーション）。

非友好的行動を実行する外国国家の者に対して、クレジット、借款（ルーブル建て）を供与する取引（オペレーション）。ただし、クレジットおよび借款がロシア連邦の法規文書により禁止されている場合を除く。

有価証券および不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）。

b) 居住者による、非友好的行動を実行する外国国家の者ではない外国人との間の、本項 a) に定める取引（オペレーション）で、そうした取引（オペレーション）の対象が、当該外国人によって非友好的行動を実行する外国国家の者から 2022 年 2 月 22 日以降に取得された有価証券および不動産である場合。

c) 居住者により、非居住者に対して借款契約により外貨が提供されるような外貨オペレーション。

d) 非居住者による、ロシア連邦領外に位置する銀行およびその他の金融市場機関に開設された自らの口座（預金）への外貨の払い込み、および外国の支払いサービス提供者が提供する電子的な支払い手段を利用した銀行口座を開設することなく行われる金銭の振り込みの実施。

2. 連邦法「国の防衛および国家の安全保障のための戦略的意義を有する事業体への外国投資の実施手順について」が適用される事業体に対する取引、その他の行為への委員会による許可の発行は、連邦法にしたがい、当該取引、その他の行為を事前に合意することによって行う。

3. 本規則において「居住者」の概念は、連邦法「外貨規制および外貨管理について」第 1 条においてと同じ意味で用いられる。

上記連邦法第 5 条記載の条件のいずれか一つがあてはまる者は、本規則第 1 項「a」の第 1 段落

での支配下にある者とみなされる。

4. 本規則第1項記載の取引（オペレーション）または取引（オペレーション）群を実行（履行）する許可（以下、「取引（オペレーション）実行（履行）許可」）発行の申請書は、居住者または非友好的行動を実行する外国国家の者によって、予算、税務、保険、外貨、銀行業務分野における国家政策の策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関（以下、「管轄機関」）に提出される。

5. 本規則第4項に定める申請書の構成には、以下の書類が含まれる。

a) 取引（オペレーション）の目的、対象、内容、主要条件に関する情報、許可の予定有効期間に関する情報を含む、委員会宛の、自由な書式による取引（オペレーション）実行（履行）許可発行願（事業体の定款資本金を構成する議決権株（持分）に対応する一定数の議決権を直接または間接に裁量下に置く権利が入手されることになるような取引（オペレーション）を実行（履行）する許可発行願を提出する場合、取引（オペレーション）実行（履行）許可発行願には、当該議決権株（持分）に対応する議決権数が記載される）。

b) 法人または個人事業主としての自然人である申請者の当該国家の法規にしたがった国家登録を証明する書類、または、法人である申請者については、その設立を証明するその他の書類；

c) 自然人である申請者の身分を証明する書類

d) 法人ではない外国機関である申請者が、設立された国の法規にしたがって設立されたことを証明する書類

e) 法人である申請者の設立文書

f) 利益取得者、実質的支配者、取引当事者（オペレーション参加者）である非友好的行動を実行する外国国家の者を支配する者についての情報、連邦法第5条によるその者が支配下にあるとされる条件についての情報を含む書類

g) 申請書提出日に先立つ最後の決算日時点での居住者の貸借対照表（居住者の不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）の実行（履行）許可発行申請書を提出する場合）、ただし連邦法「会計について」第18条に定める会計（財務）報告国家情報リソースに当該の貸借対照表がないとき

h) 申請書提出日に先立つ最後の決算日時点での居住者の資産の簿価に関する情報（居住者の不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）の実行（履行）許可発行申請書を提出する場合）。

6. 申請書および本規則第5項に記載の書類はロシア語で作成されるものとする。書類の正本が外国語で作成されている場合、それら正本は所定の手順で公証されたロシア語への翻訳（当該書類が作成された国の管轄国家機関のアポステューユを付して）とともに提出される。

書類は綴じた形で提出され、申請人の印（それがあつた場合）によって証明される。

申請人が自然人である場合、書類は真正であることが所定の手順で公証されたその自然人の署名によって証明される。

申請書は、公証された委任状または申請書提出の権限を証明するその他の文書を持つ申請人の

代理人によって管轄機関に提出されてもよい。

申請書には送付される書類の一覧表が添付される。

7. 申請書および本規則第5項に記載の書類に、国家、営業上、職業上または法律によって守られるその他の秘密となる情報が含まれている場合、申請者はそうした情報を含む文書の完全なリストを申請書に記載する。

国家、営業上、職業上またはその他の法律によって守られる秘密となる情報は、ロシア連邦法規に定める要求にしたがって管轄機関に提出される。

8. 本規則第5項にしたがって申請書の構成に含まれる情報および書類は、十全かつ正確なものでなければならない。申請人が十全な量の情報および書類を提出することができない場合、それらは同人のもとにある分量で提出される。その際、申請人が当該の情報および書類を提出できない理由が示され、またどこにそうした情報および書類を要求することができるかが伝えられる。

9. 本規則第5項にしたがって申請書の構成に含められた情報および書類の変更に関する情報は、そうした変更について申請人が知ることとなった日から3日以内に、申請人によって書面により管轄機関に伝えられる。

10. 管轄機関は申請書と本規則第5項にしたがってその構成に含められた書類の管理と保管、およびそれらに含まれた国家、営業上、職業上または法律によって守られるその他の秘密となる情報の保護を保障する。

11. 本規則第1項に記載の者に対する取引（オペレーション）の実行（履行）許可を発行させるための管轄機関への照会を、連邦行政機関および（または）ロシア連邦中央銀行が行う場合、規則の第4-10項は適用されない。

12. 申請書および本規則第5項に記載の書類、本規則第11条記載の照会は、紙媒体で、および電子デジタル署名を使用した電子文書の形を含めた電子媒体で、管轄機関に提出することができる。

13. 委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可、取引（オペレーション）実行（履行）条件を含む委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可、委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可発行拒否となるのは、ロシア連邦大統領府、社会経済発展の分析および予測分野の国家政策策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関、ロシア連邦中央銀行から1名ずつが参加し、管轄機関の長が委員長となる小委員会（以下、「小委員会」）が下した、管轄機関により正式に文書化された決定である。

14. 小委員会は申請書および本規則第5項に記載の書類、本規則第11項記載の照会を検討し、

小委員会の会議で、または遠隔投票により、取引（オペレーション）または取引（オペレーション）群に関する決定を下す。決定は小委員会の全会一致で採択される。

15. 小委員会は委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可の有効期限を定めることができる。

16. 小委員会は委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可を不特定多数の者を対象に発行する旨の決定を下すことができる。